

近代日本と朝鮮の良妻賢母主義

春木 育美

I .はじめに

本稿の目的は、近代日本と朝鮮において、良妻賢母主義が、いかなる時代的背景のもとで登場し、女性にどのような役割を求めたのかを明らかにすることである。近代の日本・朝鮮社会において、良妻賢母(日本)／賢母良妻(朝鮮)の語には、伝統性と近代性が併存し託されたものであったが、力点の置かれ方は時代的要請により変化した。

良妻賢母／賢母良妻に付された意味は、富強な近代国家建設に寄与できる女性像であると同時に、かつて国家建設に貢献していなかった女性たち、つまり従来の儒教的規範が規定する女性とは区別される新しい女性像であった(陳延媛 2006:23)。日本と朝鮮では開化期に近代化の推進力として「賢母」役割を女性に期待するという新しい思想が登場したが、その後は、日本・朝鮮において、さまざまな思想的立場に基づき、その社会独自の良妻賢母／賢母良妻のありようが、教育制度の枠外で議論され、模索された。つまり、異なる歴史的脈にしながら、期待される女性像は変化していき、日本の良妻賢母、朝鮮の賢母良妻には、異なる意味合いが盛られていったのである。

近代的な女性像として登場した良妻賢母／賢母良妻主義に基づく性別役割の固定化やそれを促進する教育内容をめぐっては、さまざまな批判が加えられ、当時の日本・朝鮮女性に拒否感なく受容されたわけではなかった。

ただ、近代的な女性像として創出された良妻賢母／賢母良妻主義が、女子教育の必要性や効能の論拠、つまり女性が教育を獲得する名分となり、教育機会が閉ざされていた日本・朝鮮の女性に就学への道を開くという肯定的な側面がみられたことは否定しがたい。就学率にみる性差・階層差は極めて大きいものであったが、それでも女子就学者の増加に一定の役割を果たしたといえるであろう。

本稿では、以上のように日本と朝鮮において良妻賢母／賢母良妻が、どのように意味づけられたのか、また女性の役割として何が求められたのか、国家権力は良妻賢母／賢母良妻をどう位置づけたのかについて、日本、朝鮮の双方で時代ごとに付与された意味合いの変化に注目しながら、良妻賢母主義の成立とその変遷を、主に当時の女子教育論を軸にして考察する。

なお本稿では、当該国での表記に従って、日本の場合には良妻賢母を、韓国の場合には賢母良妻を用いる。日本と韓国(朝鮮)でなぜ「良妻」「賢母」の語順が異なるかについてはさまざまな議論がみられるが、いずれも資料的な裏付けを欠いているため、本稿では触れない。

Ⅱ.日本と良妻賢母主義

1.法制度にみる女性の位置づけ

明治新政府は近代国家を形成する基礎的な社会制度の整備に着手した。1871年に全国統一の戸籍法を施行し、個人は、戸主とその家族で構成される「戸」に編入され、身分階層を問わず「戸」単位で把握されるようになった。戸籍の形式は、戸主を筆頭人にその親族を家族とし、尊属・直系・男性を上位に、卑属・傍系・女性を下位とする序列に基づき、親族の範囲が定められた。

1886年の改正戸籍法では、家族の身分変動の届け出を戸主に義務づけ、家族の婚姻・養子縁組に戸主の同意を必要としており、戸主権の一部はこの段階からあらわれていた(鎌田 1992:25)。

さらに、遅れた近代化を達成するために、家族による国民統合を成し遂げていた西欧の国民国家にならない、新しい家族制度を導入した。これが1898年に公布された民法(明治民法)である。民法(親族編・相続編)により、戸主権や家督相続などが国家法として新設された。家族の統率者として「戸主」がおかれ、戸主は戸の構成員に対する戸主権を持つと同時に保護扶養の義務を負うこと、家産を一括して相続する権利と祖先をまつる祭祀義務を含む家督相続権が与えられた。戸主は原則として年長の男子であるが、女性のみ世帯では年長者が「女戸主」となり、入り婿の場合も妻が戸主となることがあった。

明治民法により戸主を中心として「家」を存続させることを目標とする、いわゆる「家」制度が確立された。こうした家族法の原理を規定した理由は、天皇を宗家とし、その下に臣民である家長の率いる各家が分家として存在すると観念化された家父長的家族国家体制の構築のためであった。当時の為政者たちは西洋近代文明のなかに家父長的秩序をみており、それゆえに文明開化の名のもとにそうした秩序をうちたてようとしたのである(ひろた 1982:7)。

明治民法は女性の地位をどのように規定したのか。第一に、明治民法が成立するまでは、戸籍上は夫婦別姓であったが、民法施行後、妻となった女性は、夫の氏を称することになり、妻は夫の家族の一員とされた。第二に、戸主たる男性が家の中心として主導権、決定権を握り、妻はその戸主(夫)の支配下に置かれた。第三に、結婚後の妻は成人でありながら、法律上の行為に法的制限がかけられ、夫の同意なく自らの財産を自由にすることはできず(「夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス」801条)、制限付き無能力者と規定された。第四に、子の親権は、戸主ではなく子の父母に与えられたが、親権者である父親がいない場合、母親は親族会の監督の下でしか親権を行使できなかった。第五に、家督の相続には親等の近い男性が優先され、女性の嫡出子より男性の庶子が優先された。

男女の不平等を制度化した明治民法には、当時の国家が女性をどのように位置づけようとしたのかが如実に示されているが、こうした男尊女卑の諸規定が法文化されたことにより、男性優位な家父長的な家族秩序の下、女性の権利は大きく制限された¹。

¹ その一方で、近世の武家法では認められていなかった、女戸主の許可、妻が離婚訴訟を起こす権利などが認められており、法律を根拠として権利を主張することが可能になった領域もみられた。例えば、「民権ばあさん」として歴史に名を残す楠瀬喜多は、1878年に女戸主に地方参政権を与えるよう政府に要求し、全国にその名を知られた。その後、女権獲得運動が活発化し、婦人参政権運動へ発展していく。

2. 西欧的良妻賢母主義の登場

明治新政府は近代国家構築の重要な柱として、欧米近代国家のシステムを取り入れた学校教育の整備を進めた。1872年には学制が公布されたが、欧米にならい、男女同等論に基づく教育論を前提として、「男女ノ別ナク小学ニ従事セシメル」ことが明示された。身分や男女の区別なく等しく教育を受けることを求めた学制は、当時としては革新的なものであったが、その目的は封建的身分制度を解体し、近代国民国家を形成するために必要な、均一な「国民」を創出することにあった。この時期に啓蒙思想家によって唱導された女性観は、女性も男性と同等に近代教育を受けた「国民」にならねばならないという論理であり、それゆえ男女共通の一般教養教育が想定されていた。つまり、国家との関係において、同じ「国民」として男女は同等であるという論理である。

しかし、女性にも教育が必要とされた理由は「其子ノ才不才、其母ノ賢不賢ニヨル」（「学制実施細目につき太政官指令」三カ条）と、母役割が重視されたからでもあった。女性は、次世代の国民育成を担う「母」という任務を果たすからこそ、「国民」として男性と同等の存在になりうるという論理であり、そのために女子教育が必要であるとされたのであった。

つまり、男女同等の教育理念を支え、これまでの女子学問無用論を否定する論拠となったのは、「賢母」育成論である。欧米近代国家の女子教育や西欧の「教育する母」像に触発された²啓蒙思想家らにより、よき母の育成が国づくりの基礎であるとして、子の教育ができる「文明的」な「賢母」の育成が国家発展に必要であると唱えられた。例えば、「母」役割を国家的視点から位置づけた中村正直の「善良ナル母ヲ造ル説」（『明六雑誌』33号、1875年）にみるように、啓蒙思想家は、文明国家建設のためには、近代的国民たる子の教育を担う「母」役割を遂行するために女子教育を振興するよう力説した³。こうして近代化を急務とした明治新政府の政策により、女性にも近代教育の道が開かれるようになった。

このように言説レベルで盛んに謳われた「賢母」像は、父親の役割であった（男子の）教育の担い手が母親に転換されたという点で、これまでの女性像とは大きく異なるものであった⁴。江戸時代において、特に「家」の跡継ぎである男児の教育は、父親、男性家長の責任であり、女性に期待されたのは「家」の存続であった。江戸時代には多数の子育て書が刊行されているが、現代の育児書と異なり、それらはもっぱら男性読者を想定して書かれている。子育ては父道の一環であり、子育ての方針は家訓であった。男子の教育は「家」の維持と密接にかかわっているがゆえに、父親が意識して教育をしていたことがわかる。江戸期の女性は従順な妻・嫁であることは要求されても、教育する「母」役割は期待されず、

² 19世紀後半の欧米社会では、近代的な性別分業にもとづく家族が成立しており、その家族観を背景としながら、母親の教育役割が強調されており、その言説が欧米文明の摂取に多大のエネルギーをさいていた当時の日本に、当然入ってきたと考えられる（小山 2002:98）。

³ 小山静子は、賢母論の登場は、子どもの教育が「家」と関連づけられず、国民形成という視点でとらえられていること、教育が共同体の存在を抜きにした、家族と国家という枠組みでとらえられていること、家族での教育の担い手として、母親の存在がクローズアップされたという三点において画期的なものであったと指摘する（小山 1999）。

⁴ 江戸時代に多数出版されていた女訓書では、舅姑や夫に従えといった嫁や妻としての心得が説かれており、子どもの養育や教育にかかわる母親の役割はまったく言及されていない。また、江戸後期から広く読まれていた教育書『女大学』では「子を育つ共、愛に溺れては習はせ悪し」と、母が教育に関与することを戒めるような記述もみられ、母としての役割に言及した徳目はみられない。

女性に対する教育の必要性も認識されることはなかった。

「賢母」論の登場は、家族は国家の基礎であり、その家族内のことに責任をもって担当していくのは女である、という認識枠組みの存在を示している(小山 1999:24)。

近代国家の建設という国家的課題と結合する中で、女性は「母」役割を通じて近代国家を構成する国民の一員として統合された。ただ、こうして理想的には将来の国民を育てる「賢母」役割が女性に付されたものの、実際に優先されたのは男子教育であり、女子教育の振興は長らく小学校段階に留まった。

国民皆学を掲げた学制により初等教育の普及が推進されたが、授業料が無償ではなく家計に負担となったこと、学校の教育内容が日常生活に役立たないとみなされていたことなどから、就学率は低調であった。就学が義務づけられ、女性にも教育を受ける道が開かれたとはいえ、当時は女性に学問は不要との意識が根強かったこと、立身出世とは無縁な役割が付された女性にとって、学問の有用性が認められなかったことなどから、女子就学率は極めて低かった。理念として「賢母」育成が謳われるようになったものの、それだけでは女性の就学は進まなかったのである。

このため、不振な就学率を向上させることを目的として、家事・裁縫などの実用教育がなされるようになり、教科内容は家庭婦人としてふさわしい知識や技能の養成を目的とする教科に比重がおかれるようになる。1879年に学制が廃止され、教育令が制定・公布され、男女の性別教育と男女別学の方針が示された。同年に出された「教学大旨」は儒教道徳を国民教育の基本に据えた、儒教的家族観を強調するものであった。「人間ノ道男女ノ差アルコトナシ」と男女平等の理念を謳っていた学制の革新性は大きく後退し、以後、学校教育の場で男性優位の儒教道徳が強化されていくとともに、後に女子特性教育を重視する良妻賢母主義教育へと発展していく。

3. 良妻賢母主義の国家体制への組み込み

明治初期には良妻賢母の熟語は成立しておらず、新時代の女子教育像の模索の一形態として「賢母」や「良妻」が説かれたにすぎなかった(中島 1984:115)。1885年に発足した内閣制度により初代文部大臣となった森有礼は、1887年の演説⁵の中で、国家の発展にとって国家意識を持つ「賢母」の教育が不可欠であると、女子教育の目標として良妻賢母の育成を掲げ、この成否が国家富強の根本であると唱えた⁶。とはいえ、すぐに女子教育の振興策が採られたわけでも、良妻賢母主義が女子教育の方針として賞揚されたわけではなかった。

実際に女子教育論が新しい展開をみせるようになるのは、1894年の日清戦争後のことである。西欧化に対する反動により国粹主義の風潮が強まり、ナショナリズムが高揚する中、国力増強のための「女

⁵ 森有礼は、1887年の第3地方部学事巡視中の演説で「国家富強ノ根本ハ教育ニ在リ、教育ノ根本ハ女子教育ニ在リ、女子教育ノ挙否ハ国家ノ安危ニ関係ス、忘ル可ラス、又女子ヲ教育スルニハ国家ヲ思フノ精神ヲモ養成スルコト極テ緊要ナリトス」と述べている。

⁶ それまで、学制にも教育令にも女子の中等教育に関する規定はなく、明治に入りキリスト教宣教師らにより相次いで設立されたミッション系の女学校が女子の中等教育を担っていた。その対象は中流以上の限られた層であったが、欧米の新しい人間観や社会観を女性に植え付け、女性の地位を向上させる素地をつくった(金森ほか 1977:25)。

学振興」の必要性が政界や教育界で論議されるようになった(深谷 1998:139-140)。

そのような流れの中、1899年、勅令として「高等女学校令」が公布され、各道府県に最低1校の公立高等女学校の設置が義務づけられた。

「高等女学校令」にみる高等女学校の教育目的は、「賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為スニ在リ」⁷であった。女性の役割は「一家の主婦となつて良妻賢母たることが、即ち、女子の天職である」⁸と位置づけられた。天皇制家族国家観の確立と期を同じくして定められた良妻賢母育成という教育方針は、前年に施行された明治民法における女性の位置づけと照応したものであり、「家」の安定をはかる女性像として望ましいものであった。

「高等女学校令」により、良妻賢母主義は女子教育理念として国家体制に組み込まれイデオロギー化していく。さらに、同年に発布された「教育勅語」で唱導された「忠君愛国」や「国威高揚」の教育が、良妻賢母教育と抱き合わされて推進された(秋枝 2000:453)。

こうして良妻賢母主義は女子教育の柱となり、女子の中等教育を正当化するものとして作用した⁹。良妻賢母育成が政策的に推進されたことは、進学の大義名分を与えることになり、高等女学校への進学率は大きく上昇した。高等女学校は、男子の中学校と同様の教育機関として位置づけられたが、中等教育段階以降は、男女別学、つまり性別に区分された教育機関において、女子「特性」教育が徹底された。

良妻賢母教育の内実は、全体的に知的教育(英語、国語、数学など普通教科)よりも、家庭運用の教科(家事・裁縫・手工芸などの実科)に重きがおかれた¹⁰。家政教育の重視と知育の軽視という点で、教育内容における男女差は著しく拡大した。国粋主義の風潮が強まる中、日本固有の伝統の尊重が強調されたことにより、女性の役割固定が儒教的徳目によって補強され、女子の修身教育は儒教的な美德涵養を重視する内容となった。

良妻賢母の新しさは、教育役割が母親に移転し、国家とともに国民教育を担う「賢母」が求められ、家政／家庭管理の責任が妻に移転し、合理的かつ科学的な家政を遂行する「良妻」が女性に求められたことにあった。良妻賢母主義は、女子中等教育を正当化する論拠、就学を促進する名分として作用したため、女子就学率の向上に大いに寄与した。また、良妻賢母思想に基づく性別役割分担は、女性の家庭内での権限を拡大したという意味での地位上昇を意味するものであった。

この時期の良妻賢母の意味するところは、富国強兵を直接担う夫を支え、家庭を治める「良妻」、将来の国民たる子どもを立派に育てる「賢母」であり、その役割を遂行することにより、間接的に国民として国家へ貢献する女性を指す。1910年代に家族国家観が完成すると、教育の場でも国家意識が強力

⁷ 高等女学校令の生みの親とされる文相樺山資紀の演説(「地方視学官会議演説」1899年)。これが国家的要請であったことは、「健全ナル中等社会ハ独リ男子ノ教育ヲ以テ養成スヘキモノニアラス」という同演説に明確に示されている。

⁸ 1902年全国高等女学校長会議における菊池大麓文相の訓示。

⁹ 高等女学校の教育理念として「良妻賢母」という言葉が固定化されるまで、他に「賢母良妻」「賢妻良母」「良母・良妻」「善き母・良妻」などの言葉が使われており、ことに明治前期には、女子教育の主眼が賢い母、良い母、善良な母の養成におかれていて「母」への比重が「妻」より重くなっていた(秋枝 2000:452)。

¹⁰ 例えば、当時の高等女学校用の家事教科書では、衣食住や看病、養老、育児、経済について扱われており、家庭のことは万事にわたって女性の責務とされ、主婦の家政的責任が強調された記述となっている(佐方しづ／後閑菊野、1916『高等女学校用家事』目黒書店)。

に打ち出されていった。例えば、1918年の臨時教育会議の答申では、女子教育について国体観念の涵養と「家」制度の意識の強化が謳われている。特に大正期は女子中等教育への進学率が増加したため、教育を媒介として国家主義教育の浸透をはかろうとした(中畠 1997:233)だけに、女子教育の重要性もそれだけ現実味を帯びた。

こうして女子教育の中核となった良妻賢母主義は、男性と共に国家を担うべしという国家意識の涵養に整合的な教育理念として称揚されるに至る。

良妻賢母主義は「高等女学校令」によって、各府県に公立女学校の設置が定められて以来、急増した官公立系高等女学校やそれに同調した私立学校の校長や教員らによって唱導されて、急速に全国に広がり、定着していった(秋枝 2000:452)。西欧化に対する反動から保守色が強まる中、キリスト教系の学校にかわり興盛をみたのは、良妻賢母主義に立ち「婦道」の涵養を重視する公立高等女学校であった(阿部/佐藤 2000:36)¹¹。

以後、女子教育は、各府県の公立高等女学校を通じて、国家的な良妻賢母主義に画一化されることになる。もっともこの女子教育観は、主として中流以上の女性を対象とした高等女学校の教育観にすぎなかった。そのため、中等教育以上の教育を受ける機会のない女子にも国家主義教育の浸透をはかるべく、社会教育が整備・拡大された。例えば、女子を対象とした「処女会」の設置などの制度的措置がとられ、良妻賢母主義的女子教育¹²の広範な徹底化が推進されていった(中畠 1997:234)。

女子中等教育制度が国家政策として法的整備をみたことにより、公立女学校は増加の一途を辿り、女子中等教育制度が全国的に確立された。とはいえ男子教育が優先された状況では、すぐには女子中等教育が重要な施策として推進されるには至らず、女子教育の進展には、国家意識の高揚というまた別の強力な推進要因が必要であった。

4. 資本主義の発達と良妻賢母主義

1904年の日露戦争後、夫を戦争で失った都市部の家庭では、残された家族の生活問題が浮上し、多くの妻や娘が職に就かざるをえなくなった。女性の就業の必要性和家制度を両立させるために、下層の既婚女性には、就労は家からの離脱ではなく、夫や家のためのものであると認識させる論理として、良妻賢母規範が適用された(川本 1999:237)。日露戦争後の生活難は、女性に自立できる技能や職業の必要性を自覚させる契機となった。

家制度の弱体化を防ぐ必要性から、中産層の既婚女性に対しては、万一の場合に備えて職業能力を持つことが望ましいが、家事と両立可能な内職的工業が妥当であるとされた。既婚女性を家から引き出し職業に従事させることは家制度を揺るがすことであり、性別分業を是とする良妻賢母的な観点から

¹¹ 大正期の私立の女学校(主にキリスト教系)では、異種的女子教育もなされた。公立系女学校で意図されたような、専業主婦的な妻・母の養成のみでなく、その他の生き方をも含めた多様な女子教育観およびその実践も存在し、少数とはいえ良妻賢母主義の公立系女学校には見られない独自の自立的、自由闊達な女子教育を推進した学校もあった(秋枝 2000:464-478)。また、良妻賢母主義一辺倒ではなく、女子英学塾(1900年開学)や日本女子大学校(1901年開学)など、英語教育や国際性を重視した教育方針を掲げた女子高等教育機関も設立されており、多くの人材を輩出している。

¹² 中畠は、良妻賢母主義的女子教育の特徴として、家政教育や「修身」の重視を挙げている(中畠 1997)。

は、決して望ましいものではなかったからである。

1910年には、「高等女学校令」が改正され、主に高等女学校の農村部への普及を目的として、地方の実情にあわせた柔軟な設置が可能な実科高等女学校の設置が認められた。高等女学校の教育内容は知識、教養の面に傾いており、実用的なものではないという批判を受け、新設の実科高等女学校の教育内容は、一般の高等女学校よりも、家政・商業などの実業科目に重点が置かれた。高等女学校は都市の上層を対象とした。一方、実科高等女学校は農村や中間層の女子を対象とし、家政・商業を中心にした実用教育が行われ、階層により教育内容は分立していった。

これに対し、こうした良妻賢母主義教育を批判し、抵抗する人々を生み出したのが、教育の普及や女性運動の高まりである。女性解放論の立場から『青鞥』や『婦人公論』¹³などの雑誌は、女性に良妻賢母役割を強いることに対する批判を展開し、社会主義の立場からは『家庭雑誌』『世界婦人』などの雑誌が、女性の役割を家庭内の妻・母役割に限定する良妻賢母主義教育に対する批判を展開した。このように女子教育の理念や政策をめぐる、良妻賢母主義教育を批判する立場からは、「女性の自立」を可能にする実用教育の普及や自己実現型の女性像が提起されたが、それは女性のライフサイクル・モデルたる良妻賢母型の対極にあってそれを脅かすものとして世の非難を浴びた(ひろた 1990: 273)。

こうした女性運動の台頭により、高等教育における男女の機会均等を求める運動が活発化する。総合雑誌である『太陽』『中央公論』『六合雑誌』といったジャーナリズムからも、女性に高等教育の自由を与え大学を開放すべきだという主張がなされるようになる。また、『婦女新聞』が中心となり女子高等教育請願運動が展開された。大正期に職業領域が拡大したことにより出現した「近代的」な職に就くためには、女学校卒業程度の知的教養が要されるようになり、今までにない学歴の効用が認められるようになったことがその背景にある¹⁴。

文部省は当初、女子の進学が盛んになることは子女の生産力を減ずるとして、女子教育への消極的姿勢を示し、良妻賢母になるべき女子に高等教育は必要ないと立場を取っていた(秋枝 2000: 466)。しかし、こうした動きに押される形で、1920年の高等女学校令改正に際し、女学校規定の上に2年ないし3年の高等科または専攻科の設置を認めた。とはいえ、日本の女子高等教育を実質的に担っていたのは大正後期から昭和初期にかけて急激に量的拡大を遂げた私立の女子専門学校であり、当時の女子高等教育において、女子専門学校は大きな役割を果たしている。

その後、良妻賢母の役割として、科学的・合理的な思考や知識に基づき生活を改善し、近代的な家事を行うという新たな務めが加えられていく。第一次世界大戦後、欧米に対抗しうる国家の建設と、現実の生活難への対処のため、生活の合理化が叫ばれるようになった。それにともない女子教育の内容をより実用的なものへと改善する必要性が唱えられ、科学的知識教育が強化された。この時期には、近代的な性別役割分業にのっとりつつ、科学的かつ合理的に家事労働を行い、家政を管理するこ

¹³ 例えば1920年に『婦人公論』では、特集号「悪妻愚母」を発行し、良妻賢母という語は男によって使われたものであり、男性中心の社会がつくった言葉であると猛然と批判している。

¹⁴ 1920年の中等教育機関(旧制中学校、高等女学校、その他の学校含む)への進学率は、男子19.7%、女子11.5%であった(文部省 1971『日本の教育統計:明治-昭和』)。

とができる女性が良妻(小山 1991:46)であるとされ、近代的な「妻」役割が強調されるようになった。こうした「良妻」像を現実の家庭生活に即したものとして受容可能にしたのは、新中間層の台頭であった。こうした家庭において、家政の主体として良妻賢母の役割を担う層が登場したことが、良妻賢母主義の浸透に寄与したものと思われる。

大正後期から昭和にかけて増加した「職業婦人」の大半は高等女学校卒の学歴を有したが、働く女性には、結婚して子を産み良妻賢母でなければ評価されないという、社会通念の攻撃が絶えずつきまとった(館 1984:203)。「職業婦人」の増加は職業を自ら選ぶという主体的かつ能動的な女性像を生み出したが、教育・職業差別によって、女性が独身を貫くことは経済的・精神的に困難であり、多くの女性は結婚し妻とならざるをえなかった(阿部/佐藤 2000:27)。このように、女性が自ら社会に出て働くことを否定ないし軽蔑する考えが根強かったことを反映し、女子教育の方針も根本的には職業人の育成を含むものではなかった(金森ほか 1977:29-30)。

結局、女性の天職は「家」を守ることでありという良妻賢母規範は職業生活とは相いれないものであり、「職業婦人」と対比されるものとして女性の理想的な姿として描かれた。

女子教育に対しては、結局戦前まで政府は消極的な姿勢に留まっていた。女性が職業能力を習得し、自立的に生きることは想定されていなかったからである。女性が職につくことは国家にとって有益であるとして、女性も(家庭生活を脅かさない程度で)職業を持つよう奨励されはした。

例えば、1920年代には女子用の修身の教科書に「女子平時の就労が、国富の増進に貢献すること大なるを知るべし」といった記述がみられる。実際に、資本主義の発展によって女性の職域は著しく拡大した。また女性自身の高等教育への進学熱、家からの解放、自立への願望により、「女子職業熱の勃興(『東洋時論』1910年6月号)」と表されるほど女性の就業は増加した(早川 1987:232-233)が、既婚女性の賃金労働への従事は低調であった。資本主義の発展にともない女性の社会進出が進むことは、女性の経済的自立の問題を突きつけるものであり、良妻賢母的な教育観や女性観と対立的なものであった。妻となり母となった女性の役割はあくまで家庭にあったのである。

こうした資本主義と産業化のただなかで、良妻賢母主義は、職業を持ち労働市場に積極的に参加しようとする女性に対して「家事天職論」を提示し、女性の労働市場参入を阻止するイデオロギーへと再編されていった(永原 1987:150)。ところが実際には、資本主義の発展にともなう生産労働への参加が増加するにつれ、女性の経済的自立の問題が顕在化し、家庭内の母・妻役割のみを強調する良妻賢母主義は、次第に矛盾をはらむものとして現実と乖離していく。戦争という局面において、その矛盾は先鋭化し、良妻賢母主義は修正を迫られることになる。

5. 戦時下の良妻賢母主義

太平洋戦争を契機として、女性の第一の役割として「母性」が求められるようになり、以後、戦時期の女性観は国家的母性観に収斂した。これまでの子を教育する「賢母」から、国家のために献身する子を育てる「軍国の母」「靖国の母」へと変化した。この時期の良妻賢母は、「生めよ殖やせよ国のため」をスローガンとした人的資源の確保という役割が課せられた上に、国民の精神的な拠り所としての母性へ

の称揚へと転化していき、皇国民の育成という方向に母性教育が強化された。

高等女学校などでは健全な母性の育成(母性の国家的使命の認識、保育・保健に関する知識・技術の教育)が教育目標となり、さらに、軍需産業の拡大にともなう労働力不足を女子労働によって補うため、軍需産業への女子就労が奨励され、「労働力」としての役割も女性に求められるようになる(秋枝 2000:454)。家族への国家介入が進み、結婚奨励、優良多子家庭表彰、母子保護など人的資源の確保につながる家族生活の全面に及んだ(利谷 1984:300)。

しかし、次第に、労働力不足による女性労働力への需要と、出生率をあげるための女性の就業抑制との矛盾が先鋭化していった。総動員体制の中で女子労働の社会的進出は、男子労働力の不足をカバーするものと期待され、戦争の激化により女子労働力の動員はいやおうなく進んだが、女子労働の進出は社会的分業における性的分業の問題にふれるものであったため、抑制する要因もまだ根強くみられた。それは第一に、女子労働力が男子労働力に代替することによって起こる社会的分業への影響、第二に、家族に要求される重要な機能、すなわち、日々の労働力の再生産と世代的再生産に及ぼす影響、第三に、「家」の思想との矛盾であった(利谷 1984:322)。

労働力の不足は、家族国家観に内包される「家」にとどまる良妻賢母を理想とする女性像を、一時的にせよ否定せざるを得ず(中畠 1984:251)、女性の動員は強化されていった。

Ⅲ.朝鮮と賢母良妻主義

1.法制度にみる女性の位置づけ

日韓併合後、1912年に公布された、「朝鮮民事令」は、明治民法に準じた法制度を朝鮮に導入し、強制力をもった法規範となった。以後、「朝鮮民事令」は幾度の改正を経ながら、朝鮮内の民事に関する基本法として適用された。「朝鮮民事令」第1条は、日本の民法の一部を必要に応じて借用できるようにし、明治民法の物権・債権などに関する規定を朝鮮に適用したが、同第11条では、「第1条の法律(日本民法及其他日本法令)中、親族・相続に関する領域に関しては朝鮮人にこれを適用せず、朝鮮人に関する前項の事項に付ては慣習に依る」とした。

ところが、実際には、「朝鮮民事令」第11条は、該当する慣習が不在であるなどの理由で改正が繰り返され、明治民法が借用されていった。例えば、1923年には婚姻年齢、裁判上の離婚・認知などについて日本民法が適用された。また、1939年の「改正朝鮮民事令」公布により、異姓養子不許可の慣習を近代化の名目で廃止し、日本式の婿養子制度、異姓養子制度が導入されるなど、次第に明治民法が適用された。また、創氏制度が導入され、朝鮮人は日本人と同様の氏を持つこと、戸主とその家族は家の氏を称するとされた。こうした同化政策による日本と同じ法制度の導入や「家」制度の移植は、朝鮮の儒教的家族制度の根底を揺らがせるものであった。

一方、1915年に民籍法が改正され、戸主を中心とする日本の「家」概念が移植された。1923年には朝鮮戸籍令を施行し、戸主を筆頭とする戸単位の家族が法制度化され、日本式の戸籍制度が導入さ

れた。これにより婚姻、出生、死亡、養子、分家など家族事項の変動が国家文書によって記録されるようになり、家族は国家の管理と干渉の対象となっていくた。

日本は朝鮮時代に確立された儒教的な家族制度を、明治民法の「家」制度に合致すべく再編成し、日本的な「家」制度の枠内に編入することで、朝鮮人を制度的に日本国民として包摂し、同化・統合を図ろうとしたのである。戸主を中心とした統制、再編された家族制度は親族集団間と地域共同体の持つ伝統的な規制を弱める一方、自律化した家族集団を国家の統治統制の中に効率的に再編する効果を持った(キム・ヘギョン/チョン・ジンソン 2001:239)からである。

2.開化期

こうした家族制度のもとで、女性の役割はどのように規定されていったのであろうか。

朝鮮時代の儒教的な思想には女性を教育から排除する規範が存在しており、女子に教育は無用とされた。教育の対象外とされたため、女性の教育機会は極めて制限された。当時、近代的な女子教育を担ったのは、キリスト教宣教師が設立した教育機関であった。宣教政策の一環として女子教育に重点をおいたキリスト教は、キリスト教系私立学校や女子夜学など非公式的教育機関を設立し、朝鮮の女子教育に大きく貢献した。初の近代的な女子学校として、1886年梨花学堂が設立されたが、初期には、「女子には教育をさせない」あるいは「女が学をつけるのは害になる」といった儒教的伝統社会の性向に阻まれて、就学者を集めることは容易でなかったという。

ところが、19世紀末頃から開化派の男性知識人を中心に、国家富強の観点から、一転して女子教育の必要性が謳われるようになる。こうした女性の役割に関する新しい議論を展開したのは、主に西洋近代思想に影響を受けた男性知識人であった。甲申政変の失敗の原因を民衆的基盤の欠如だと考えた開化思想家らは、文明開化された新しい国家を建設するには大衆啓蒙が必要であるという認識のもとで啓蒙運動を展開したが、その大きな議論の一つとなったのが女子教育論であった(李ヒョンナン 2007:114)。

欧米や日本との対外的な接触が増加し、新しい価値観に触れる中で、開化派の知識人らの女性観には変化がみられた。とりわけ、西欧の女性にみる、夫と対等な「妻」像や子を教育する「母」像に影響を受け、女性の地位向上と、教育する母としての知的水準の向上のため、女性も当然、教育を受けなければならないとする声が高まっていった。

例えば、朴泳孝は1886年の「開化に関する上疏」のなかで、女子教育を義務として実施すべきであると主張し、従来の差別的な女性観と旧制度を打破することを説いている(キム・ヨンスク 2004:26)。

1895年、小学校令が公布され、同令の条文では男女が就学することが明示された。ところが、設立されたのは男子のための新式教育機関(小学校・外国語学校)のみで、女子教育機関は設けられなかった(李ヒョンナン 2007:115)。伝統的な朝鮮社会にはなおも女子への教育を不要とする儒教的な女性観が根強く、制度教育の受益者は、男性が優先された。

こうした中、女性教育の問題を社会的関心事として世論の場に引き出すことに貢献したのは、1896年に最初の民間紙として創刊された『独立新聞』であった(キム・ヨンスク 2004:27)。啓蒙運動の主導

的役割を果たした『独立新聞』は、「開化した国の女子は男子と同じく学問を学び、夫を助け子女も正しい道へと教育するが、朝鮮女性は単に男子の奴僕にすぎない」と批判し(『独立新聞』1899年9月13日付)、朝鮮女性も教育を受け、文明国の女性と同様に、夫を支える妻・子どもを教育する母役割を果たすことを求めた。ここには西洋的な妻・母役割をモデルとする「良妻」「賢母」思想の萌芽がみられる。

1898年には社是に女性啓蒙を掲げた『帝国新聞』が創刊された。「女子教育の關係(1903年4月16日付)」と題する記事では、女性が従来同様に「閨中で衣服や食べ物の拵えに従事しては男性から同等権利」は勝ち取れないので、女子を教育して「賢い母と良い妻」を得るべきである(キム・ヨンスク 2004:28)と主張されている。

ここには、教育を受けた近代的な(知識を持った)「妻」であり「母」であることで、女性も男性と同等の存在になりうるという新しい論理が見いだされる。朝鮮時代に社会的に要求された典型的な女性像は、「烈女」「孝婦」であった。女性には出産、義父母・親戚の奉養、家事などの嫁という立場として夫やその両親に仕えるという役割が要求されていた。孝がすべての価値観の中心に位置していたのが朝鮮の儒教の特徴であり、「妻」や「母」役割は、「嫁」という役割の前では極度に萎縮したものであった(ホン・ヤンヒ 2001:223)。

このように開化期には、朝鮮においても近代国家にふさわしい女性のあり方が模索されていったが、共通するのは、従来の女性の役割規範では、近代国民国家の建設には役不足であり、女性の地位と役割を変化させ、近代化された国民としてふさわしい、新たな役割付与が必要であるという認識である。そのためには伝統的な女性像を近代的な女性像に組み替え、近代国民国家形成の基盤となる家庭の主体者として、国民たる夫の内助、次世代の国民の育成を担わせる必要があった。こうした役割を果たすことで、はじめて女性は国家成員として有用になる。近代国家体制を支える担い手として女性を認知することは、学校教育の受益者たる権利が女性にも与えられることにつながることであり、ようやくこの時期から、民間レベルを中心とした女子教育運動が盛んになっていく。

しかし、実際には、女性の社会的地位がこうした女性の新しい役割の重要性が強調されるほど高くなったものでも、女性の教育機会が大きく拡大したわけでもなく、理念として儒教的な女性像から近代的な女性像への組み替えが試行されたという水準に留まっていた。

3. 愛国啓蒙運動期

1905年の第二次日韓協約締結後から1910年にかけて、国権の存亡がかかった緊迫した時代状況の中で、実力養成や自強のため、教育が時代的ニーズとして、その重要性を高めていく。朝鮮社会では、「国民教育」に以前とは異なる意味付与がなされ、特に次世代の「国民」を教育する「母」としての役割は、急変する政治的变化の中でその重要性が具体性を持って認められるようになっていった。

開化期の女子教育論は、開化した近代的な女性が、「妻」・「母」として国家発展に貢献できるという論理で提唱されていたが、女子教育論の力点は、「妻」役割ではなく、子弟の文明開化のためにはまず母親が開明しなければならないという「母」役割におかれていた。女性が社会の「担い手」として認知されたというよりは、「担い手」を育てる主体として位置づけられ、「母」役割が期待されたのである。日

本と同様、欧米の女子教育観の影響を強く受けた啓蒙思想家が説いたのは、子を教育する「賢母」像の発見であった。朝鮮の伝統からみれば、それまで母親は子の養育には携わっても、子の教育の責任者たる地位になかっただけに、朝鮮の開化期に教育する「母」役割が近代女性の指標とされたことは、従来のパラダイムの転換となった。

その延長線上として、愛国啓蒙運動期には、「賢母」育成のための女子教育の振興が盛んに議論されるようになった。家庭は子どもの第一の学校であり、母親は子どもの第一の教師と考え、その母親に徹底した国家観と民族観を教育することが国民教育の基礎であるという主張は共感を受け、各種の婦人会を中心とする女学校設立運動が活発化し、200余りに達する私立女学校と30余の女性教育団体が設立された(朴容玉 1997:172)。1908年には「高等女学校令」が發布され、初の官立の高等女学校として漢城高等女学校が設立された。

愛国啓蒙運動期に、女子教育の振興のレトリックとして用いられたのは、子どもの第一の教師たる「母」に、徹底した「国家観」と「民族観」を教育することが国民教育の基礎となるという民族国家観に立脚した教育論である。1908年に刊行された初の女性教育誌『女子指南』の趣旨書には、「賢い母や良善な妻がいなければ決して一等国家と一等国民を創り出せない」とある。こうして、女子教育の意義は、国権の回復と関連づけられ、未来の国民となる次世代の子どもを立派に養育する賢母像へと特化していく。

一方、この時期から、近代的な女性の役割像が、賢母良妻という四字熟語に凝縮された形で明示されるようになる。1906年に設立された私立女学校である養閨義塾の設立趣旨には、教育目標として、「維新の学問、女工の精芸、婦徳賢哲を教育して、賢母良妻の資質を養成・完備させる」(『大韓毎日申報』1906年5月9日に掲載)とあり、賢母良妻の育成が明確に謳われている。養閨義塾は、日本の華族女学校の教育課程や理念を模倣することを標榜しており、明治維新以来日本の女子教育界で蓄積されてきた教育理念を吸収して、韓国女子教育の基盤にしようとする意志がみられる(キム・ヨンスク 2004:33-37)。

養閨義塾の設立趣旨に見るこの時期の賢母良妻は、日本の影響を色濃く受けたものであるといえる。なぜならば、第一に、役割分業論に基づいた女子「特性」教育が重視されている点である。第二に、儒教的「婦徳」に基づく賢母良妻を育成すべきという価値観が強く反映されている点である。儒教そのものが否定されたわけではない点に特徴があるが、現実の教育の場においては、伝統社会における内在的規範から切り離された男女同権に基づく新式教育を行うことは困難であったことが反映されたものともいえる。この時点では、夫と妻の社会的地位・役割関係を、「男は外、女は内」という伝統的な儒教規範から、「男は生産、女は再生産」という近代的性分業規範にシフトさせる(キム・ヨンスク 2004:36)ことに重きが置かれていたといえる。また、こうした性別役割分業を前提にして、これまで劣位に置かれていた女性を男性と同等の国家社会の一員として位置づける戦略であったとも解釈しうる。

しかし、この「婦徳」に基づく賢母良妻像は、愛国啓蒙運動期に国権の回復と関連づけられて提唱された次世代の国民を育てる「賢母」、国権の回復の任務を担う国民たる夫を支える「良妻」役割像といった民族的な使命とはまた異なる、近代的性別役割意識を内面化した女性像であったといえる。

4. 植民地期

1910年、日韓併合により、朝鮮は日本の植民地統治下におかれた。

日韓併合後、それまでの賢母良妻主義は、どのような思想的変容を遂げたのであろうか。

朝鮮総督府は1911年に第一次朝鮮教育令を公布し、教育体系の法的整備に乗り出した。朝鮮における教育は、日本の「教育勅語」を教育の基本方針とし、その趣旨に基づき、「忠良ナル国民」の育成を本義とする(朝鮮教育令第2条)ことが明示された。また、朝鮮教育令に依拠して「女子高等普通学校規則」を定め、女子教育に着手したが、女子高等普通学校の教育目的は、「婦徳ヲ養ヒ国民タルノ性格ヲ陶冶シ其ノ生活ニ有用ナル知識技能ヲ授ク」(朝鮮教育令1919)ことに置かれていた。そのため、日本での良妻賢母教育と同様に、性別役割を前提とする女子特性教育が導入された。

女子高等普通学校では、実務的な家事教育に大きな比重がおかれ、裁縫や手芸などの家庭的役割に関連する科目に、全授業時間数の4割近くが割かれた(朝鮮総督府 1919『朝鮮教育要覧』)。国語や理科にも「貞淑ノ徳」を涵養するための修身や家事に関する事項が含まれていた。このように、「忠良ナル国民」育成を前提としながら、女性に対しては、家事に必要な知識・技術を身につけた家庭生活の担い手となる準備教育が課された。

一方、朝鮮の人々が求めたのは、朝鮮民族固有の生活習慣や文化を備えた朝鮮人女性を育成するための女子教育であり、裁縫や手芸などの技能中心の家事関連科目に重点を置いた当時の日本の良妻賢母教育の朝鮮への導入に対しては、批判的な目が向けられていた¹⁵。

1922年の第二次朝鮮教育令により、学校の種類、系統、修学年限は、日本本土の高等女学校と同一のものに編成され、中等女子高等普通学校の教育課程における裁縫や家事の比重は以前より低下したかわりに、実用知識や修身・国語(日本語)・歴史などの国民教育が強化された(ホン・ヤンヒ 1997:30)。

女子教育の目的は、「女生徒ノ身体ノ発達及婦徳ノ涵養ニ留意シテ之ニ徳育ヲ施シ生活ニ有用ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ養成シ国語ニ熟達セシムルコトヲ目的トス」(朝鮮教育令1922年)とあり、新たに「身体の発達」と「国語(日本語)の熟達」という教育目的が加えられている。この時期には、健康な「国民」を産むために母体の健康に対する関心が高まっており、「身体の発達」のための体操時間が増加している。さらに1927年には女子高等普通学校規定が改正され、新しい教科目として「公民」が加わり、「国民」化教育の比重が高まっている。

1938年には第三次朝鮮教育令とともに「高等女学校規定」が改正・公布された。「高等女学校規定」第1条には「婦徳ノ涵養ニ留意シテ良妻賢母タルノ資質ヲ得シメテ以テ忠良至醇ナ皇国女性ヲ育成スキモノトス」とある。つまり、賢母良妻は「皇国女性」の資質として必要不可欠なものとして、この時期に初めて明文化されるに至った。「高等女学校規定」改正の趣旨もまた、「既存の規定が抽象的で教育

¹⁵ 中産層の女性はこうした家事関連科目に対しては、役に立たないものとして消極的または否定的な態度をみせたが、直接家事労働に携わることなく、家事労働を総括する役割を担っていた上流層の女性にとってはなおさらであった(キム・ヘギョン 1999:172)。また、保護者も、実用教育よりも人文教育を重視し、裁縫や刺繍などは家庭でも習うことができるものであり、学校でわざわざ学ばねばならない学問の範疇に入ると考えていなかった(キム・ギョンイル 2001:96)という。

の根本目的がきちんと遂行されなかった」ため、「賢母良妻の資質を備えた皇国女性の養成」に適したものにするというものであった¹⁶。

第三次朝鮮教育令は、国民道徳の涵養、忠良至順な皇国女性などを特に強調することにより、皇国臣民化を最上の目標として明示し、そのような趣旨で、高等女学校の学科目が改編され、皇国臣民化教育の比率が最も高くなった(チェ・スギョン/キム・ドンファン 2004:184)。

女子教育の学制や教育目標は、植民地政策のその時々の方政策的必要性に応じて、女子教育の目標や内容の修正が行われたが、官公立女学校の教育方針として、植民地支配の先頭に立つ賢母良妻の養成という明確な目的が定められて以後、総督府により賢母良妻主義は、朝鮮の女子教育の方針として推進されるようになった。こうして日本の植民地統治により日本式の教育が導入される中、1930年代後半には賢母良妻主義に基づく女子教育が、植民地教育政策として再編されていく。

当時の記録をみると、「朝鮮人の女子教育は男子教育に勝るとも劣らないほど重要な意味がある。経済的融合と社会的融合は植民政策の根本土台となるが、社会感情の融合は、婦女子を感化させることから入るのが近道であり、女子が感化されれば男子も自ずと感化される(大野謙一 1936「朝鮮教育問題管見」)」¹⁷とある。つまり、朝鮮の女性を教化対象として包摂することで、同化・統合政策の円滑な推進に役立てようとする国民形成イデオロギーの構築がみてとれる。まずは女性を同化させ、それを通じて男性と家庭を同化し、その子が日本国民として育てられれば、朝鮮全体が同化され、社会的統合を達成しようとみなすものであり(キム・ギョンイル 2001:87; ホン・ヤンヒ 2001:237)、感化対象としての女性の有用性に基づく論理であった。

同化政策を目標とした総督府は、精神的に統合された国民を形成するために、様々な施策を打ち出した。前述したように、朝鮮民事令や朝鮮戸籍令を施行し、法制化された家族制度、つまり戸主を中心とする家族制度を通じて、形式上の近代国民をつくりあげようとした。そのために、伝統的な父系血縁継承を単位とする家族概念にかわり、国家主義的な家族概念を法制度的に明示する必要があった。賢母良妻主義教育もまた、女性「特性」教育を実施することが、「国民化」あるいは「同化」政策の一環として重視されたことがうかがわれる。

近代国家の建設や維持には、伝統的な女性像を、近代の女性像へと再構築する必要があり、国民として女性に一定の役割を担わせようとするれば、「母」・「妻」役割を強調する必要があった。総督府は、朝鮮の「国民統合」の一環として、女子教育に注目したが、それを支えたイデオロギーとなったのが性別役割分業を前提とする良妻賢母主義であり、これを通じて女性を国家の一員として国家体制に組み込んでいこうとする論理を組み立てた。

小熊英二は、日本の朝鮮・台湾の植民地支配は、英仏などの植民地支配と比較して、統合・同化指向を謳う傾向が比較的強かったと指摘する¹⁸。実態において統合が進んでいたかは別として、総督府は制度教育を通じて同化政策を推進しようとした。

¹⁶ 朝鮮総督府学務局 1938「高等女学校規定改正趣旨」。ホン・ヤンヒ 1997:34より再引用。

¹⁷ 大野謙一 1936:307-308。ホン・ヤンヒ 2001:236-237より再引用。

¹⁸ 小熊は、英仏など代表的な植民地宗主国は、統治コストが高く原住民の反発も大きい同化主義を既に放棄していたにもかかわらず、日本の多くの論者は同化的な政策を主張していたと指摘している(小熊 1996:101)。

ただ、実際には朝鮮の女子教育に関しては、1930年代後半まで総督府の方針は、理念先行でほとんど放置状態にあり、女子教育振興策も採られることはなかった。日本と異なり、朝鮮では初等教育は義務教育とされなかったこともあり、就学自体に大きな階層間の差異が生じていた。また、女子はおろか男子であっても中等教育に進学できるのは限られた階層であった。

その一方で、女子の就学率は増加し、普通学校では1930年の5.7% (男子は25.8%)から1940年には22.2%と、男子(60.8%)の三分の一を越えるまでになり(金恵慶 2005:101)、女子の就学指向が急速に高まっている。日韓併合がなされた1910年まで多くの親たちは、学校が重要だと受けとめておらず、子どもを学校に送ること自体に否定的だったが、1910年代以降は一転して進学希望者の増加による入学難が続いた。その理由についてホン・イルピョは、総督府による強制的な就学努力や知識人による(学校教育の効用に関する)「宣伝」の産物のみならず、変化した社会で生き残るための生存戦略として、「学校教育」が選択されたとみている(ホン・イルピョ 1997:298)。しかし、これは朝鮮人男性の就学要因の説明にはなっても、社会進出の道が閉ざされ、家庭内の生産労働に留まっていた女性の就学促進要因にはあてはまらない。

植民地期、朝鮮社会が女性に求める役割には、また変化が起きていた。賢母良妻に託された意味は、植民地下の日本による同化政策のなかで変遷した。近代国家建設や国力増強、国権回復を支える良妻賢母としての役割は、植民地支配下において将来の独立達成に向けて次世代を教育する「民族の母」役割へと重心が移り、女性の成すべき使命として強調された。彼女たちに期待されたのは、民族的な文化を子に継承し、民族意識を鼓舞する役割であり、近代的な新しい教育を受け賢母となることは、民族の復興のために望ましいものであった。こうした「民族の母」像は、反植民地政策や朝鮮の再建を求める民族主義者らによって、植民地期の理想的な女性像となっていく(チョン・ミギョン 2004:17)。

植民地支配を受けた朝鮮では、民族性の保持と民族の自主的発展に沿って賢母良妻主義が再構成され、女子が教育を受けることを正当化する根拠へと変容していく。朝鮮総督府が女子教育の目標として掲げた賢母良妻は、日本への同化政策の一環として、近代国家の国民として相応しい役割を女性に担わせることを目的としていたが、朝鮮社会内での賢母良妻の内実は、民族の「母」としての役割に重心がおかれていた。

女子就学は、「帝国の論理」からは日本「国民」創出のために、「民族の論理」からは朝鮮民族の創出のため、賢母良妻が就学を正当化する論拠とし登場(金富子 2005:291)したのである。一方、近代的学校教育のヘゲモニーが十分に確立した1920年代中盤以降、よりよい結婚のための有用な資源の一つとして学校教育は積極的に利用され(キム・ギョンイル 2001:104-105)、高等教育への女子就学率を押し上げたとする見方もある。

将来の独立達成に向けて、朝鮮女性の役割を「民族の母」として規定する考え方が生まれたが、新式の教育を受けた「新女性」ら一部の女性からは、良妻賢母思想は、女性の役割を家庭内の「母」あるいは「妻」役割に限定しようとするもので、女性の自立を阻むものとして異議が唱えられた。

1920～30年代には女性解放論の立場から、こうした民族的な賢母良妻思想や、性別役割分業を前提とした女子「特性」教育に比重をおく制度教育に対する批判がなされた。例えば『新女性』や『現代

評論』などの雑誌は、賢母良妻主義は女性を抑圧するものであると批判し、脱賢母良妻主義を唱えている(クォン・ヒョン 1998)。一方で、新式教育を受けた知識人女性の中には、科学的知識に裏付けられた家庭改良論を受容し¹⁹、母や主婦としての立場から社会との接点・進路を見いだしていこうとする者もいた。夫婦愛や賢妻、妻の内助役割を強調する西欧的な家族モデルが、日本の家庭雑誌類を媒介として朝鮮に流入し(キム・ヘギョン/チョン・ジンソン 2001:238)、都市中間層を中心に、生活の合理化など生活に対する関心が高まり、夫への内助や、家政の責任者として家庭を近代化させる「良妻」としての役割が強調されるようになった。

このように、朝鮮社会内部では、植民地期を通じて階層や思想的立場により、良妻賢母に対する意味づけや受容の程度は分化していたといえるであろう。

5. 総動員体制期

総督府は、当初は朝鮮の女子教育振興をおざなりにし、階層間で大きな就学の差異があったが、1935年に「第二次朝鮮人初等教育普及拡充計画」を策定し、女子教育拡充を本格化した。その背景には、1930年代後半の戦時体制下で、女性の戦時労働力の動員という観点から、女子教育の必要性が提起されるようになったことがある(キム・ギョンイル 2001:93; 咲本 1998:31)。

総督府は朝鮮の女子教育の理念として良妻賢母主義教育を掲げていたが、朝鮮女性の就学率は、初等教育でも1940年の時点で22.2%であり、多くの女性が教化の場となる学校教育外にいた。また、普通学校の不就学者の多さは、日本語の識字技能を備えた朝鮮女性が少数であったことを物語る。「従来に於ける女子に対する国民学校の教育は、男子のそれに比して、著しく普及が遅れて居た関係上、その7割内外は国語を解せず、従つて国体の本義も理解できず(植民地支配末期の総督府学務局長大野謙一の言葉)」²⁰とあるように、学校教育から排除されていた大多数の女性たちは、日本が女子教育の方針として掲げた良妻賢母教育とは無縁であった。そのため、総督府は学校外の社会教育にも力を入れる必要性を痛感し、1930年代後半以降、各種の家庭・社会教育事業を推進するようになったのである。具体的にはどのような政策が採られたのかを以下、みていく。

① 農村振興運動

1933年から本格化した農村振興運動の過程で、総督府は朝鮮人女性の学の無さが運動の障害になること、教化を通じて朝鮮人女性を「同化」対象として取り込む必要性を認識するようになった。農村振興運動過程で重視されたことは、第一に、婦徳を強調する「良妻賢母」イデオロギーの注入であった。村落単位に設置された婦人会の「指導基準」には、具体的な家庭生活改善の実践よりも、家庭の整頓、夫への内助、家庭の円満、賢母としての子女教育、敬愛謙讓の婦徳向上など、婦徳としての精神的イデオロギーがより強調された。生活改善は単に生産労働のための時間と努力をより多く引き出すため

¹⁹ 日本で出版された『婦人公論』『主婦之友』などの雑誌や、育児に関する実用書などが、学校で教育を受けた朝鮮女性に広く読まれており、「洗練された」日本の知識と文化に慣れ親しんでいた層がいた(キム・ギョンイル 2001:100-102)。

²⁰ 金富子(2005:280)から再引用。

の手だてであり(イ・マンヨル/キム・ヨンヒ 2000:303;アン・テユン 2007:167-168)、婦徳が強調されたのは、女性に対し、自己実現よりも、妻として母として家族や国家のために犠牲を払うことが美德であるとする賢母良妻的な性別役割意識を強調するのが目的であったと思われる。

第二に、屋外労働の奨励である。女性の戸外労働を規制する内外法により、日本に比して婦人の屋外労働が少ないことが朝鮮農村の疲弊の原因であると頻りに言われていた(河 2001:7-8)。そのため、農村振興運動においては、女性を屋外に引き出して農業労働に従事させる女子労働力の動員を目的とした婦人労働の奨励が一つの柱となった。こうした農村振興事業などの労働動員構造を通じて、屋外労働に動員された女性たちの経験は、嫁の労働を父系的な家族制度の枠内で使用してきた伝統的家族制度の権威を脅かした(キム・ヘギョン/チョン・ジンソン 2001:239)。それゆえ、前述したように、女性の社会活動の範囲が拡大することを制限し、女性の家庭内役割の遂行に支障をきたさないよう、良妻賢母たる「婦徳」を強調する必要があった。

② 国民精神総動員運動

1938年に国家総動員法施行令が公布され、物資動員と生産拡充計画が樹立され、戦時経済体制へと転換された。朝鮮人を戦争遂行に協力させようとした総督府は、「皇国臣民化」に努め、内鮮一体を支配の根幹とした。そしてその具体的な実現のために第三次朝鮮教育令を公布し、「皇民化」教育を推進した。

1938年以降、本格化した国民精神総動員運動では、家庭で再生産労働を担う「主婦」へも関心が向けられるようになる。国民精神総動員運動朝鮮連盟の末端組織として設置された「愛国班」を通じて、生活改善、科学と効率、衛生、勤儉節約、風俗の矯正、家庭の団欒、核家族の専門的な主婦役割などを強調し、規律統制化された家庭の形成を促した。ここではそれまでの朝鮮社会の家事労働と主婦の役割はすべて改造の対象として規定された(キム・ヘギョン 1999:173)。

皇民化政策の一環として、朝鮮の家庭の近代化＝「内地化」が、規律統制＝皇民化の重要な柱となった(趙景達 2008:206)。このため朝鮮人が朝鮮人であり続けることそれ自体が、あるいは朝鮮人を朝鮮人たらしめている基層文化そのものが、あるいは民衆の日常生活そのものが、皇民化政策を阻む最も大きな要素であるとみなされた(宮田 1985:96)。個人が属する家庭から改良する必要があり、その担い手として女性の役割が重視されたといえる。内鮮一体の支配原則において、異なる家庭生活、もしくは異質な家族関係や規範意識を持つ「国民」が存在することは、統治に不合理であった。そのため朝鮮においても伝統的女性観からの脱却とともに、家庭の近代化が図られたのである。

1920年代の生活改善同盟会、1930年代の農村振興運動と関連づけられた生産奨励策、植民地末期の国民精神総動員運動、小中等学校の家事教育政策といった施策を通じて朝鮮の家庭生活を変えようとする(キム・ヘギョン 1999:174)政策が持続的に実施された。

植民地末期には、総督府は朝鮮人女性に、さらに新たな役割を付与しようとした。1938年、朝鮮人に対する志願兵制度が敷かれた。その後、朝鮮人志願兵を増やすため、広範な皇民化政策を進めるようになったが、総督府は、息子や夫を兵として送ることを拒む朝鮮の母や妻の抵抗は、軍隊への志願の妨げとなるとみた。そのため、「皇国の母なくして皇国の健兵なし」を合い言葉に、「半島女子に対す

る教育」が「母性愛のあり方」にまでひろがった(宮田 1985:77)。徴兵徴用に反対させないための啓発事業を通じて、朝鮮女性には、息子を喜んで戦場へ、労働現場へと送り出すための皇国の「母」役割が要求されるようになった(河 2001:11)のである。

1944年4月に徴兵制が実施されると、総督府は「軍国ノ母姉」を作り出すため、模範部落や中心人物がいる地域に急遽婦人会や母姉会を組織させた。制度教育においては、皇国臣民(皇国女性)を形成するため、賢母良妻教育をスローガンとして掲げ、家族や「国家＝日本」のために犠牲を払うのが美德であるという規範意識を植え付けようとした。

しかし、生活至上主義に生き、夫と子どものために生きようとする朝鮮女性が、にわかに「軍国ノ母姉」になるなどあり得ないことであった(趙景達 2008:207)²¹。植民地下の朝鮮女性は家族に献身することは厭わなかったとしても、当時の戦時下の日本女性とは異なり、「お国のために」という意識を持つことは相当に困難なことであったと思われる。

ただ、戦時には総動員体制に協力した知識人女性も存在した。この点に関して、女性運動の指導者たちは朝鮮では施行されてもいなかった「軍国の母(母親として「質の良い」国民を生産・供出することで国家に貢献すること)」スローガン、勤儉節約を通じた国家経済の浮揚、戦時生産力補充のため労働参加を説いたが、これは公的な領域で付された責務を全うすることで朝鮮女性の地位を向上させようとした積極的な受容であったとする指摘もある(ユク・ジョンヒ 2006:146)。

こうして賢母良妻主義は、1930年代後半には学校教育の場のみならず政策や社会教育へと発展し、植民地社会全体の動員体制としての支配イデオロギーへと変容した。近代日本では良妻賢母主義は、天皇制による国家統合や、産業化を指向する女子教育規範として必要とされたのに対し、植民地となった朝鮮における賢母良妻主義は、1930年代以降、総督府によって「皇国女性」の規範として明文化され、朝鮮の女性を「皇国の臣民」として包摂する統治手段として機能したといえる。

IV. おわりに：その後の日本と韓国

戦後、男女同一の教育が行われるようになっても、日本および韓国では良妻賢母／賢母良妻主義は、女子教育の理念として根強く影響力を保った。女子のみに課せられた「家庭科」の履修など、男女の役割分担が異なることを強調する教育は、その後も引き継がれ、性別役割分担論の再生産が進んだ。

女性は生産労働に従事せず、家事・育児を第一の役目とするという意味での良妻賢母主義は、生産と再生産(消費・労働力の再生産)が分離しなければ成立しないものである。よって、戦前の日本、植民地期の朝鮮では、良妻賢母の具現化は一部の都市中間層に限られ、理念と現実との乖離は大きかった。

²¹ 趙景達は、言語・文化の差異性を考慮せずに、「日本精神」を体得させ皇民化すべく一律に規律統制化しようというのは無理なことであり、朝鮮民衆は戦時動員体制期に入っても、規律統制＝皇民化を内面化することなどなかったと主張している(趙景達 2008)。

ところが、戦後の日本、解放後の韓国では、ともに高度成長期に夫の収入だけで家族が生活可能な新中間層が成立し、夫は外で有給労働(生産労働)に従事し、妻は家で家事労働と育児(再生産労働)に専念するという性役割分業を前提とした良妻賢母像が体現化された形の「現代主婦」が大衆化した。このことは、性別役割分業を支えるイデオロギーとしての良妻賢母主義を浸透させ、女性の生き方を拘束する規範意識として内在化させることになった。

その後の変化を個別にみていくと、日本では、1980年代から、中断再就職型の中高年層が大量に就労するようになり、女性の社会進出が拡大した。しかし、家計補助的なパートが多数を占め、良妻賢母思想にみられる、家庭に支障を与えない範囲での就労という従属的な労働パターンから大きく逸脱したものではなかった。これは女性の労働力を雇用の調整弁として、新陳代謝可能な低賃金労働に留めておきたい企業の思惑、家族によるケアを維持することで社会福祉コストを抑制したい国家の意図と、家庭責任を果たすため短時間労働を選択する(選択せざるを得ない)既婚女性のニーズが合致したものであった。これを支えたのは、「三歳児神話」といった母性イデオロギー、女子のみ「家庭科」必修化(1973年)、公的保育政策における「保育七原則(母親が第一の責任者)」、専業主婦に対する各種の優遇措置(扶養手当や税法上の配偶者控除など)などであった。

一方、韓国では、朝鮮戦争後に「新賢母良妻」論が登場し、戦後の女性の社会進出を家庭生活に支障を与えない範囲にとどめるため、生計維持型の労働に従事しても、その目的はあくまで家庭を維持し、完璧な母性を実践することにあると意味づけされた。

高度成長期の韓国でもまた、生産と、消費または労働力の再生産とが明確に分離され、「男＝生産労働／女＝再生産労働」という性役割規範に基づく主婦が誕生したことにより、それまでの国家的イデオロギーの枠を超えて、家庭の主婦として子の教育を担う賢母、夫を内助する良妻像が、教育、社会事業、マス・メディアなどを通じて広く浸透した。

とりわけ韓国の場合、肉体労働の軽視という労働規範の面から、女性の就労(戸外労働)に対して否定的な規範やイメージが作用した。そのため、日本以上に「専業主婦」でいることは社会階層の高さ、あるいは階層上昇を意味する度合いが強く、働かないことが中産層のシンボルとして受容されたため、既婚女性の労働市場への参入を阻止するイデオロギーとして作用した。加えて、韓国では職業選別意識の強さや、過度の教育熱の高さと子の教育における「母」役割の重視などが、女性の就業継続の妨げになったといえる。

1980年代後半以降、男女雇用機会均等法(韓国では男女雇用平等法)制定を契機として、女性の経済活動を促進するための関連法案の制定が、世界的な女性運動の高まりやサービス業の拡大といった労働市場の構造変化を背景に推進されるようになった。こうした政策的変化や女性の高学歴化などを背景に、女性の労働市場への参入は急速に進み、雇用における女性差別的な処遇は徐々に改善されてきた。

とはいえ、今なお第一子出産後、日本では約7割が、韓国では約5割が労働市場から退出(春木2006:41)するなど、「母」となった女性が働き続けることは困難な状況にある。

ただ、日本では、少子化の進展により労働力不足が懸念され、女性労働力を活用するため、男女雇用均等法の制定や改正、出産・育児休暇制度の定着などが連動し、不十分ながらも育児期でも就業

継続可能な環境づくりに政策的関心が向けられるようになった。韓国でも近年少子化対策が進められているが、焦点は女性の労働力化による家計の安定とそれを通じた格差の是正にあり、必ずしも女性が就業を継続しやすい労働環境の整備や育児支援策に焦点が置かれているわけではない(春木2008)。

現在、日韓共に、男性雇用の不安定化や賃金低下により、中流家庭の妻の家計責任が高まっている。また、1990年代以降、女性の高学歴化と意識の変化はめざましく、キャリア形成を目指す女性も増大している。今後、女性が働きやすい社会への変革がさらに強く迫られていくであろう。

本稿では、良妻賢母主義の成立を主に教育制度の変遷を軸にして考察した。今回は紙幅の都合で触れることはできなかったが、良妻賢母主義が女性たちにどう受けとめられ、内的規範としてどう作用したのかを検討する必要がある。今後の課題としたい。

参考文献

- 秋枝蕭子 2000 『良妻賢母主義教育』の逸脱と回収 奥田暁子編『聞き合う女と男—近代⑤』藤原書店
- 阿部恒久／佐藤能丸 2000 『日本近現代女性史』芙蓉書房出版
- 天野正子 1986 「戦前期・近代化と女子高等教育」天野正子編『女子高等教育の座標』垣内出版
- アン・テユン 2007 「戦時朝鮮における家庭生活の戦時化と銃後活動」早川紀代ほか編『東アジアの国民国家形成とジェンダー』青木書店
- 李卓 2003 「中国の賢妻良母観および日本の良妻賢母観との比較」河合隼雄編『「個人」の探求』日本放送出版協会
- 井ヶ田良治 1982 「明治民法と女性の権利」女性史総合研究会編『日本女性史 4』東京大学出版会
- 伊藤康子 1974 『戦後日本女性史』大月書店
- 李ヒョンナン 2007 「近代移行期における朝鮮の女性教育論」早川紀代ほか編『東アジアの国民国家形成とジェンダー』青木書店
- 上野千鶴子 1994 『近代家族の成立と終焉』岩波書店
- 上野千鶴子 1998 『ナショナリズムとジェンダー』青土社
- 氏家幹人ほか編 2003 『日本近代国家の成立とジェンダー』柏書房
- エリザベート・バダンテール 1991 『母性という神話』筑摩書房
- 大木基子 1982 「明治の社会主義運動と女性」女性史総合研究会編『日本女性史 4』東京大学出版会
- 大越愛子 1997 『近代日本のジェンダー』三一書房
- 小熊英二 1996 「『国民化』という支配—多民族帝国としての『日本国民』概念」『歴史学研究』690、歴史学研究会
- 奥武則 2000 「『国民国家』の中の女性」奥田暁子編『聞き合う女と男—近代⑤』藤原書店
- 落合恵美子 1989 『近代家族とフェミニズム』勁草書房
- 落合恵美子 1997 『21世紀家族へ(新版)』有斐閣選書

- 金子幸子 1999『近代日本女性論の系譜』不二出版
- 金森トシエ／藤井治枝 1977『女の教育100年』三省堂
- 鎌田浩 1992「家父長制の理論」永原慶二ほか編『家と家父長制』早稲田大学出版部
- 河かおる 2001「総力戦下の朝鮮女性」『歴史評論』612、歴史科学協議会
- 川島武宜 1957『イデオロギーとしての「家族制度」』岩波書店
- 木村健二 1989『在朝日本人の社会史』未来社
- 金富子 2003「植民地期朝鮮における普通学校『就学』とジェンダー規範の変容」『青丘学術論集』22
- 金富子 2005『植民地期朝鮮の教育とジェンダー—就学・不就学をめぐる権力関係』世織書房
- 金恵慶 2005「教育の拡張と女性の生活」日韓「女性」共同歴史教材編纂委員会編『ジェンダーの視点からみる日韓近現代史』梨の木舎
- 熊原理恵 1996「近代家族と家父長制」井上俊ほか編『家族の社会学』岩波書店
- クマーリ・ジャヤワルダネ 2006『近代アジアのフェミニズムとナショナリズム』新水社
- 後藤澄江ほか編 2002『グローバリゼーションと家族・コミュニティ』文化書房博文社
- 光田京子 1985「近代的母性観の受容と変形—『教育する母親』から『良妻賢母』へ」脇田晴子編『母性を問う下』人文書院
- 小山静子 1991『良妻賢母という規範』勁草書房
- 小山静子 1999『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房
- 小山静子 2002『子どもたちの近代』吉川弘文館
- 咲本和子 1998「植民地の中の女性教育」巨大情報システムを考える会編『〈知〉の植民地支配』社会評論社
- 佐々木啓子 2008「伝統的規範から脱却した新中間層の女性たち」香川せつ子／川村貞枝編『女性と高等教育』昭和堂
- 沢山美果子 1979「近代日本における『母性』の強調とその意味」人間文化研究所編『女性と文化—社会・母性・歴史』白馬出版
- 沢山美果子 1987「近代的母親像の形成についての一考察—1880-1900年代における育児論の展開」『歴史評論』443、歴史科学協議会
- 末次玲子 1999「新文化運動以降の儒教の女性論」中国女性史研究会編『論集中国女性史』吉川弘文館
- 菅野則子 1982「農村女性の労働と生活」女性史総合研究会編『日本女性史3』東京大学出版会
- 鈴木裕子 1994『フェミニズムと朝鮮』明石書店
- 瀬地山角 1996『東アジアの家父長制:ジェンダーの比較社会学』勁草書房
- 仙波千枝 2008『良妻賢母の世界—近代日本女性史』慶友社
- 千住克己 1967「明治期女子教育の諸問題—官公立を中心として」日本女子大学女子教育研究所編『明治の女子教育』国土社
- 総合女性史研究会 1993『日本女性の歴史—女のはたらき』角川書店
- 総合女性史研究会 2000『史料にみる日本女性のあゆみ』吉川弘文館
- 総合女性史研究会 1997『家と女性』吉川弘文館
- 田崎宣義 1990「女性労働の諸類型」女性史総合研究会編『日本女性生活史 第4巻 近代』東京大学出版会

- 館かおる 1984 「良妻賢母」女性学研究会編『女のイメージ』勁草書房
- 崔龍基 1974 「韓国—儒教的家族思想の変遷とその社会的意義」青山道夫ほか編『講座 家族8 家族観の系譜』弘文堂
- 千野陽一 1979 『近代日本婦人教育史』ドメス出版
- 中国女性史研究会 2004 『中国女性の100年：史料にみる歩み』青木書店
- 陳延媛 2006 『東アジアの良妻賢母論：創られた伝統』勁草書房
- 趙寛子 2007 『植民地朝鮮／帝国日本の文化連環』有志舎
- 趙景達 2008 『植民地期朝鮮の知識人と民衆—植民地近代性批判』有志舎
- 趙恵貞(春木育美訳) 2002 『韓国社会とジェンダー』法政大学出版局
- 利谷信義 1975 「戦後の家族政策と家族法」福島正夫編『家族—政策と法1』東京大学出版会
- 利谷信義 1984 「戦時体制と家族」福島正夫編『家族—政策と法6』東京大学出版会
- 利谷信義 1987 『家族と国家—家族を動かす法・政策・思想』筑摩書房
- 中嶋邦 1984 「国家的母性」女性学研究会『女のイメージ』勁草書房
- 中嶋邦 1997 「『生活』への着眼とその変化」『婦女新聞』を読む会編『『婦女新聞』と女性の近代』不二出版
- 中嶋邦 2000 「良妻賢母主義の教育」総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』吉川弘文館
- 永原和子 1987 「良妻賢母主義教育における『家』と職業」脇田晴子／林玲子／永原和子編『日本女性史』吉川弘文館
- 西川祐子 1996 「近代国家と家族—日本型近代家族の場合」井上俊ほか編『〈家族〉の社会学』岩波書店
- 西川祐子 2000 『近代国家と家族モデル』吉川弘文館
- 芳賀登 1990 『良妻賢母論』雄山閣出版
- 朴宣美 2004 「植民地朝鮮における『良妻賢母』というジェンダー規範—女性知識人の議論の分析を中心として」『年報女性史学』14、女性史総合研究会
- 朴容玉 1997 「韓国女性の抗日民族運動推進とその特性」林玲子・柳田節子監修『アジア女性史』明石書店
- 早川紀代 1987 「女性解放の思想と運動」脇田晴子／林玲子／永原和子編『日本女性史』吉川弘文館
- 早川紀代 1998 『近代天皇制国家とジェンダー』青木書店
- 春木育美 2006 『現代韓国と女性』新幹社
- 春木育美 2008 「韓国の少子化対策の政治的文脈と大統領のイニシアティブ」日本比較政治学会編『リーダーシップの比較政治学』早稲田大学出版部
- 樋口恵子 1968 「賢母と良妻」田中壽美子編『近代日本の女性像』社会思想社
- ひろたまさき 1982 「文明開化と女性解放論」女性史総合研究会編『日本女性史 4』東京大学出版会
- ひろたまさき 1990 「ライフサイクルの諸類型」女性史総合研究会編『日本女性生活史』東京大学出版会
- 深谷昌志 1977 「日本女子教育史」世界教育研究会編『女子教育史』講談社
- 深谷昌志 1998 『良妻賢母主義の教育』黎明書房
- 古川宣子 1993 「植民地期朝鮮における初等教育」『日本史研究』370、日本史研究会
- 洪上旭 2004 「価値意識の変化と韓国女性の暮らしと地位—1960年代以後を中心に」山中美由紀編『変貌するアジアの家族』昭和堂

- 洪良姫 2004 「韓国における賢母良妻の歴史的役割と現在」『京都橘女子大学女性歴史文化研究所紀要』13
- 宮下美智子 1982 「農村における家族と婚姻」女性史総合研究会編『日本女性史3』東京大学出版会
- 宮田節子 1985 『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社
- 牟田和恵 1996 『戦略としての家族—近代日本の国民国家形成と女性』新曜社
- 牟田和恵 2006 『ジェンダー家族を越えて』新曜社
- 村上はつ 1982 「産業革命期の女子労働」女性史総合研究会編『日本女性史4』東京大学出版会
- 山中永之佑 1973 「近代の家族」青山道夫ほか編『講座家族1 家族の歴史』弘文堂
- 米田佐代子 2000 「新しい女たち」総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』吉川弘文館
- 渡辺洋三 1973 「現代の家族」青山道夫ほか編『講座家族1 家族の歴史』弘文堂
- 渡部周子 2007 『〈少女〉像の誕生』新泉社

韓国語文献

- アン・テユン 2001 『日帝下母性に関する研究:戦時体制と母性の植民地化を中心に』誠信女子大学校社会学
科博士学位論文
- アン・テユン 2006 『植民政治と母性』韓国学術情報
- イ・ソノク 1997 「新賢母良妻イデオロギーの浮上」『女性と社会』8 創作と批評社
- イ・サンギョン 2002 「日帝末期の女性動員と軍国の母」『フェミニズム研究』2 韓国女性研究所
- イ・サンギョン 1996 「女性の近代的自己表現と歴史の意義」『民族文学史研究』9 民族文学史研究所
- イ・ヒョジュ 1965 「女性の社会進出」『思想界』13(11)、思想界社
- イ・ヒョジュ 1990 「韓国の家父長制の確立と変形」女性韓国社会研究会編『韓国家族論』カチ
- イ・マンヨル／キム・ヨンヒ 2000 「1930-40年代の朝鮮女性の存在様態:日本軍慰安婦政策の背景として」『國史
館論叢』89、國史編纂委員会
- イ・ユンミ 2002 「近代的な教育空間と新女性:女性の公的教育空間への編入と社会的規範化」『女性理論』6、
女性文化理論研究所
- オン・ミオク 2006 「近代小説に描かれた女学生研究」韓国語文教育研究会『語文研究』34(3)
- クォン・ヒョン 1998 「1920-1930年代の新女性とモダニティの問題」『社会と歴史』54、文学と知性社
- クォン・ヒョン 2005 「日帝時代の女性と政治:日帝時期の女性の市民化過程の分析」『史学研究』77、韓国史学
会
- 川本綾 1999 「韓国と日本の賢母良妻思想—開化期から1940年代前半まで」『母性の談論と現実』ナナム
韓国女性研究所女性史研究室 1999 『我が女性の歴史』青年社
- 韓国女性研究会女性史分科編 1992 『韓国女性史—近代編』プルピッ
- キム・ウンギョン 2007 「1950年代の女学校教育を通じて見た賢母良妻論の特徴」『韓国家政科教育学会誌』19
(4)、韓国家政科教育学会
- キム・ギョンイル 1998 「韓国近代社会形成における伝統と近代:家族と女性観念を中心に」『社会と歴史』54、韓
国社会史学会
- キム・ギョンイル 2001 「植民地女性教育と知識の植民地性:植民権力と近代性の角逐」『社会と歴史』59、韓国
社会史学会

- キム・ギョンヨン 2007 「近代啓蒙期の女性の国民化と家族—国家の想像力:『毎日新聞』を中心に」『韓国文学論集』45、韓国文学会
- キム・ジェイン 1995 「女性の教育と女性の地位の変化」『女性研究』48
- キム・ヨンスク 2004 「植民地近代小説に描かれた母性談論研究」『語文研究』32(2)、韓国語文教育研究会
- キム・ヘギョン/チョン・ジンソン 2001 「核家族論理と植民地的近代性—植民地時代の新しい家族概念の導入と変容」『韓国社会学』35(4)、韓国社会学会
- キム・ヘギョン 1997 「日帝下子女教育と児童期の形成:1920-30年代の家族談論を中心に」キム・ジンギョン/チョン・グンシク編『近代の主体と植民地規律権力』文化科学社
- キム・ヘギョン 1999 「家事労働談論と韓国近代家族」『韓国女性学』15(1)、韓国女性学会
- キム・ヘギョン 2006 『植民地化近代家族の形成とジェンダー』チャンピ
- キム・ヘス 2000 「1950年代の韓国女性の地位と賢母良妻論」『外大史学』12、韓国外国語大学歴史文化研究所
- キム・ファルラン 1927 「女子教育に留意する一人として」『青年』7(2)、青年雑誌社
- キム・ユンジョン 2006 「1920-30年代の韓国社会の宗教と女性談論:迷信の打破と賢母良妻を中心に」『宗教文化批評』9、韓国宗教文化研究所
- キム・ヨンチョン 1932 「賢母良妻とは何か:忍従屈服の意味ではない」『実生活』3(7)、奨産社
- ク・ジョンファ 2001 「新女性から賢母良妻まで」『社会進歩連帯』17、社会進歩連帯
- クオン・ミョンエ 2004 「総力戦とジェンダー:総動員態勢化の婦人談論と軍国の母を中心に」『性平等研究』カトリック大学性平等研究所
- シン・イルヨン 1922 「自由思想と賢母良妻主義(続)」『新生活』3、新生活社
- シン・ヨンスク 1999 「日帝時期賢母良妻論とその実相研究」『女性研究論集』14、ソウル女子大学校女性研究所
- ソ・スギョン 2002 「近代の母性談論を通してみた韓国家族政策の方向」『大韓家政学会誌』40(8)、大韓家政学会
- ソル・ウイシク 1947 「賢母良妻の新しい方向」『婦人』
- ソン・グムソン 1936 「家事をいかにすれば幸福な家庭になるのか」『朝光』1月号
- チェ・スギョン/キム・ドンファン 2004 「日帝時代の女性教育に対する考察」『地域文化研究』3、セミョン大学地域文化研究所
- チョ・ウン/イ・ジョンオク/チョ・ジュヒョン 1997 『近代家族の変貌と女性問題』ソウル大学校出版部
- チョ・ギョンウォン/イ・ベヨン 2000 「解放後の女性教育政策の変化と女性の社会進出の様相」『韓国教育史学』22(2)、韓国教育史学会
- チョ・ヘジョン 1986 「家父長制の変形と克服:韓国家族の場合」『韓国女性学』2 韓国女性学会
- チョン・ジェチョル 1985 『日帝の対韓国植民地教育政策史』一志社
- チョン・ジンソン/アン・ジンほか 2004 『韓国現代女性史』ハヌル
- チョン・セファ 1972 「韓国近代女性教育」『韓国女性史 開化期-1945』梨花女子大学校出版部
- チョク・ソセン 1922 「自由思想と賢母良妻主義」『新生活』5、新生活社

- チョン・ヒョンスク 1989 「国家と女性との関係に対する一考察」『女性学論集』6、梨花女子大学校女性研究院
- チョン・ミギョン 2004 「1920-30年代の賢母良妻に関する研究:賢母良妻の二つの顔、なるしかない賢母となりた
い良妻」『韓国家庭管理学会誌』22(3)、韓国家庭管理学会
- チョン・ミギョン 2005 「1920-30年代の母性談論に関する研究」『韓国家政科教育学会誌』17(2)、韓国家政科
教育学会
- ナム・インスク 2002 「韓国女性教育のフェミニスト的考察」『社会理論』21、韓国社会理論学会
- パク・ジョンエ 2000 「初期の新女性の社会進出と女性教育」『女性と社会』11、韓国女性研究会
- パク・ミョンソン／シン・ギョンア 1991 「イデオロギー的統制—家族と性」韓国産業社会研究会編『韓国社会と支
配イデオロギー』ノクト社
- パク・ヨンオク 1984 『韓国近代女性運動史研究』韓国精神文化研究院
- パク・ヨンオク 1999 「韓末女性運動の特性と女性の社会進出」『国史館論叢』83、国史編纂委員会
- ホン・イルピョ 1997 「主体形成の場の変化:家族から学校へ」キム・ジンギョン／チョン・グンシク編『近代の主体
と植民地規律権力』文化科学社
- ホァン・ジョンゴン 1976 「韓国女性の地位向上と教育問題」『女性問題研究』5(6)
- ホン・ヤンヒ 1997 「日帝期朝鮮の「賢母良妻」女性観の研究」漢陽大学校大学院修士学位論文
- ホン・ヤンヒ 2001 「日帝期朝鮮の女性教育:賢母良妻教育を中心に」『韓国学論集』35、漢陽大学校韓国学研
究所
- ホン・ヤンヒ 2000 「韓国:賢母良妻論と植民地の国民形成」『歴史批評』52、歴史批評社
- ホン・ヤンヒ 2005 「植民地期の戸籍制度と家族制度の変容」『史学研究』79、韓国史学会
- ムン・オクピョほか 2004 『新女性:韓国と日本の近代の女性像』青年社
- ムン・ソジョン 1995 「家族イデオロギーの変化」女性韓国社会研究会編『韓国家族文化の今日と明日』社会問
題研究所
- ムン・ソジョン 2002 「賢母良妻／良妻賢母のアイデンティティを通じて見た韓日女性の日常生活の質の比較
研究」『社会と歴史』61、文学と知性社
- ヤン・ヒョナ 1999 「韓国の戸主制度—植民地の遺産の中で息づく家族制度」『女性と社会』10、創作と批評社
- ヤン・ヒョナ 2000 「戸主制度のジェンダー政治:ジェンダー生産を中心に」『韓国女性学』16(1)、韓国女性学会
- ユク・ジョンヒ 2006 「国民演劇に具現化された皇国臣民:母イメージを中心に」『文学と言語』28、文学と言語学
会
- ユン・ソヨン 2005 「近代国家形成期の韓・日の賢母良妻論:その共通点と差異を中心に」『韓国民族運動史研
究』44、韓国民族運動史学会
- ユン・ミョンスン 1956 「賢母良妻の秘訣十講」『女性界』5(1)、女性界社

批評文(河棕文)

1. 筆者は近代以降日本と朝鮮で「良妻賢母主義」(筆者の表現に従い、以下でも良妻賢母と表記)がどのように展開され、その意味は何であったのかを女子教育論を中心に考察した。参考文献にも紹介されたように、日韓両国でかなりの研究の蓄積が行われたにも関わらず、異なりつつも類似した良妻賢母のイデオロギーがどのように宗主国日本と植民地朝鮮で貫かれたのかは解明されていない部分が多いというのが衆評である。そのような面で、近代に入り本格化した教育と女性の結合とその変化を、良妻賢母主義の意味づけを通じて追跡することは、非常に示唆に富む探求だと判断される。末尾で良妻賢母主義がどのように女性たちに受け入れられたのかを今後も継続して研究するという部分に注目して、いくつか批評してみようと思う。

2. まず前に指摘したように、日韓両国で既存研究が多く存在するにも関わらず、これについての言及がないというのは、不自然である。全体を扱っていなくても、女子教育と関連する既存研究がどのような成果と限界を持つのかについての筆者自身の見解が必要だろう。

3. 女子教育を分析対象としているので、当時の制度的な枠組と合わせて、実際の教育内容、例えば学校現場で使用されていた教科書の分析は、多くの示唆を与えてくれるだろうと推測する。少なくとも、各時期の重要教科書の内容を検討する作業は必須ではないかと思われる。

4. 良妻賢母主義は基本的に既婚女性が主体となるが、その過程では結婚が必ず関門になる。結婚に至る恋愛も同様である。例えば、女子教育内で恋愛と結婚をどのように位置づけていたのかをふれておく必要があるということである。女性解放論または女性運動で、恋愛と結婚への問題提起が熾烈だったという点も、同じ文脈から検討されるべきものと思われる。

5. 日本の場合は職業あるいは労働と結びついた女子教育を扱っているが、朝鮮の場合は農村振興運動で部分的に出てくるのみである。朝鮮で存在していた労働者としての女性と良妻賢母主義との関係を記述することが、全体の構成を高めるものと考えられる。

6. 植民地である朝鮮で良妻賢母主義は「日本『国民』創出」と「朝鮮民族の創出」(475頁)という二つの共存不可能な目的のもとで推進・受容され、この点は「新女性」にとっては「女性の自立を阻む」(475頁)という批判が提起されたと述べた箇所がある。このような様相の出現は、植民主義の側面から良妻賢母主義をとらえる作業が非常に有効だということを示唆する。すなわち、良妻賢母主義への異議申し立ての活動や論理を、宗主国と植民地の区分そして錯綜という観点から交差させ比較する作業は、良妻賢母主義の歴史的事実をより豊かに描き出してくれるものだ。

7. 戦時期の日本は、最後まで女性に対する徴用令の発動を実施しなかった。その点で1943年東条

英機首相は徴用令の発動が「日本の家族制度の破壊」につながるとして反対の意思を表したが、これは良妻賢母主義に基づいた女性像の発露である。この時期に矛盾が尖鋭化する良妻賢母主義は、戦後も影響を与えていただけに、468-469頁のように手短にふれるのではなく、戦時期の状況全般についてのより緻密な分析が必要に思われる。

批評文へのコメント(春木育美)

まずは、よりよい研究成果を上げるために建設的な批評をして下さった河棕文先生に感謝する。

批評いただいた点は、概ね同意するものであり、今後の研究に生かしていきたいと思う。3～4の指摘に関しては、これまで日韓両国でなされてきた良妻賢母に関する研究の多くが、自国のみの考察、または限られた時期のみの日韓比較に留まっていたのに対し、本論文では通史的な日韓比較に主眼を置いたため、紙幅の余裕がなく、十分に触れることができなかった。

5に関しては、筆者は本委員会に中途から参加したため時間的制約があり、バランスを欠いた点は否めない。今後、幅広く資料にあたり、補完に努めたい。

また、6の批評にあるとおり、日韓比較の視座から、同時期の女子教育の違い、女性が置かれていた状況や社会のありようを考察することは意義深いものと思われる。

最後に、本共同研究を通じて得た韓国側の先生との知己や信頼関係は、筆者の研究生活において大きな糧となった。また、第三分科会において、歴史の中で埋もれがちな女性たちの問題に目を向けた研究テーマが扱われたことは、原田幹事のイニシアティブであった。あわせて感謝したい。